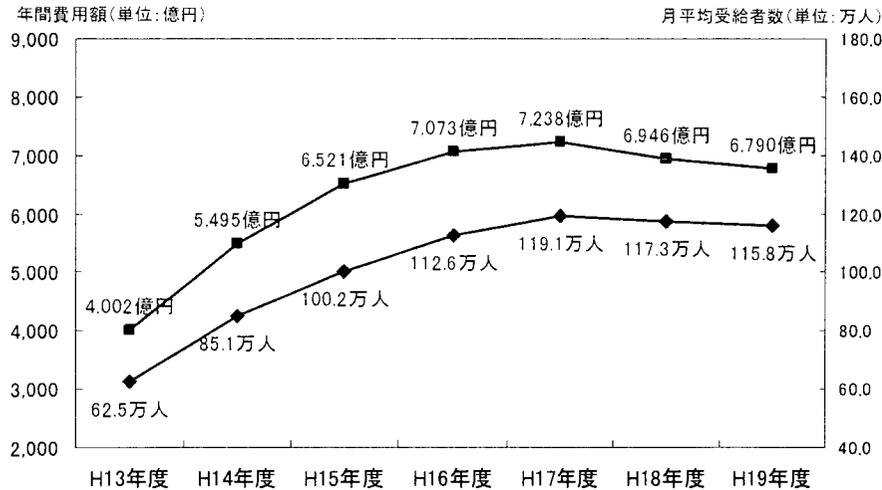


訪問介護について

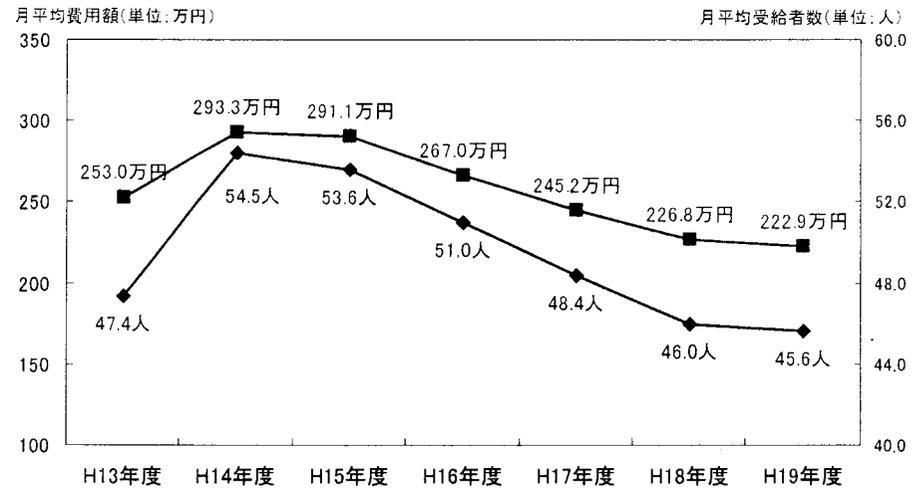
I 訪問介護の現状と課題

- 【訪問介護の利用状況①】**
- 訪問介護(予防含む)の費用額(平成19年度)は6,790億円であり、介護サービス全体の費用額の約1割を占めている。
 - 費用額・受給者数(予防含む)は、平成18年度以降は緩やかに減少している。
 - 請求事業所数は、増加を続けていたが、平成19年以降は、緩やかな減少傾向にある。
 - 1事業所当たり費用額・受給者数(予防含む)は、減少傾向で推移しているが、このところ減少幅は縮小している。

訪問介護(予防含む)年間費用額・月平均受給者数



1事業所当たり訪問介護(予防含む)月平均費用額・月平均受給者数



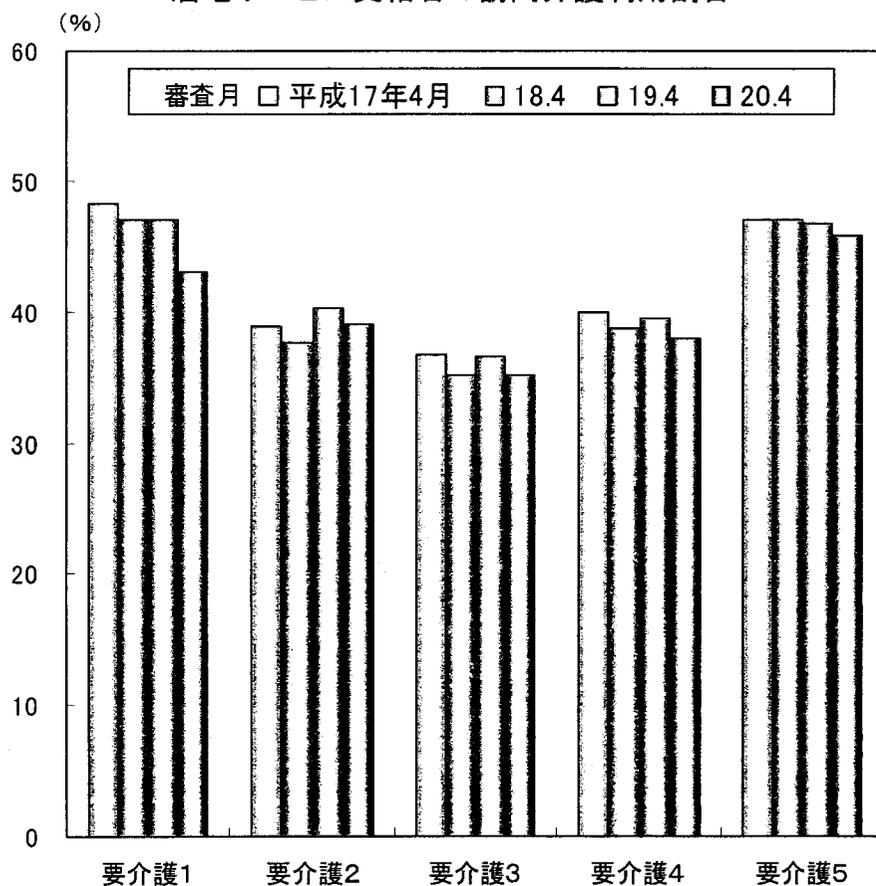
訪問介護事請求業所数(各月)



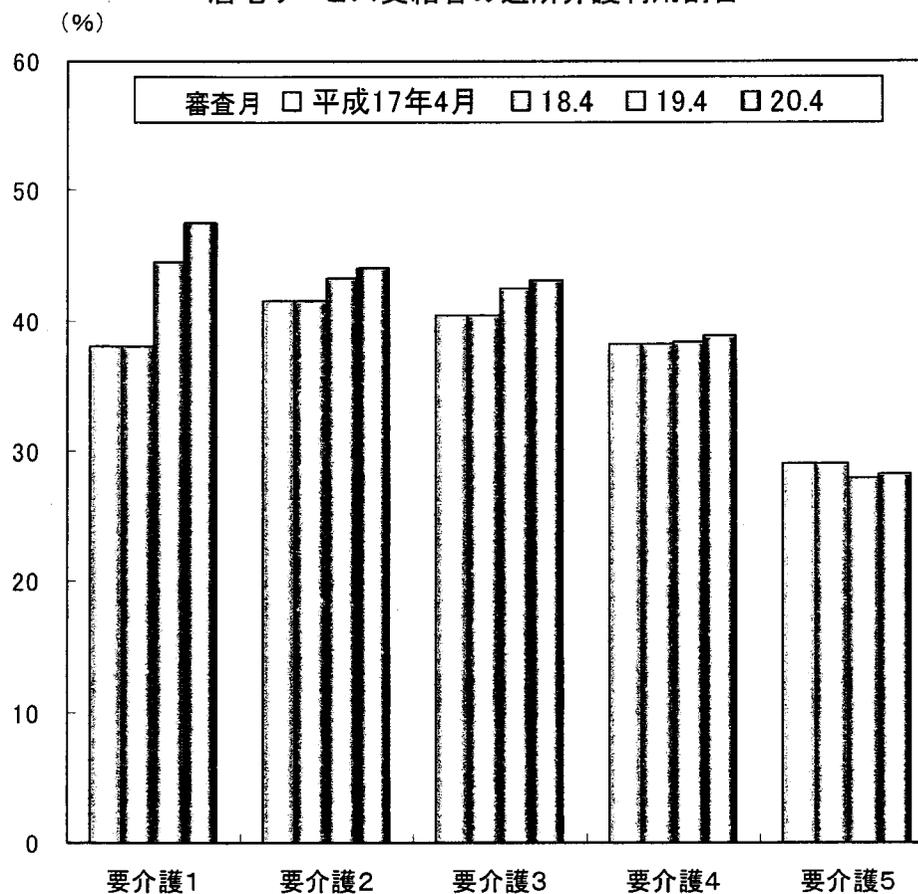
【訪問介護の利用状況②】

- 居宅サービス受給者に占める訪問介護の受給者割合は、このところ低下傾向にある。
- 一方、居宅サービスのうち通所介護の利用者割合は、平成18年以降上昇傾向にある。

居宅サービス受給者の訪問介護利用割合



居宅サービス受給者の通所介護利用割合



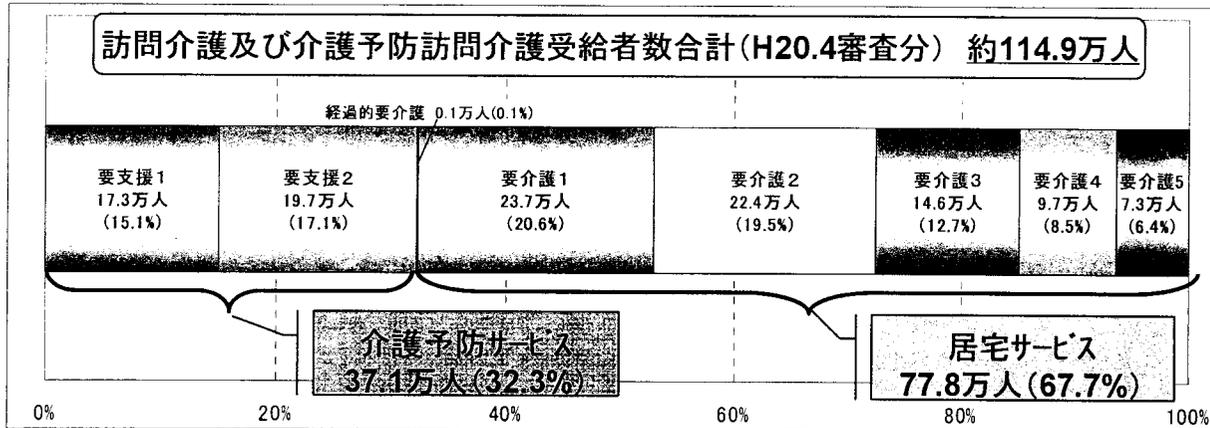
(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」より作成。

注1) 利用割合＝要介護度別訪問介護(通所介護)利用者数／要介護度別居宅サービス受給者数

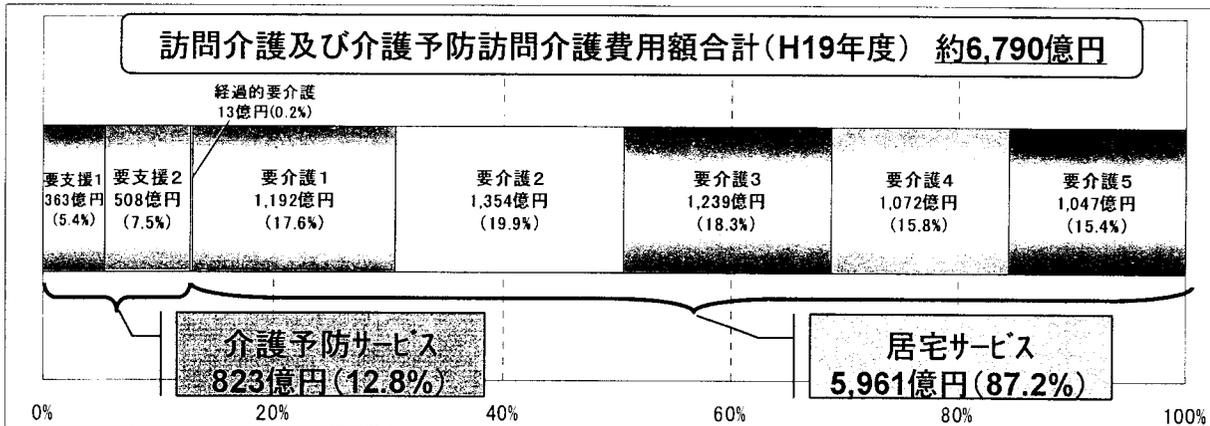
注2) 平成18年4月以前の通所介護には、認知症デイを含む。

【訪問介護の利用状況③】

- 訪問介護(予防含む)の受給者数は約115万人(平成20年4月審査分)であり、介護サービス全体の受給者数のうち、約3割の者が利用している。
- 要介護度別に見ると、要介護1~5の受給者は、訪問介護(予防含む)全体の受給者数の約7割、費用額に占める割合は約9割である。また、要介護度の高い者ほど、受給者1人当たりの費用額が高い。



(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)」



(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」より作成。

○要介護度別受給者1人当たり費用額

介護予防訪問介護	20.4千円
要支援1	17.7千円
要支援2	22.9千円
訪問介護	62.5千円
経過的要介護	20.9千円
要介護1	37.9千円
要介護2	50.4千円
要介護3	72.1千円
要介護4	93.6千円
要介護5	119.5千円

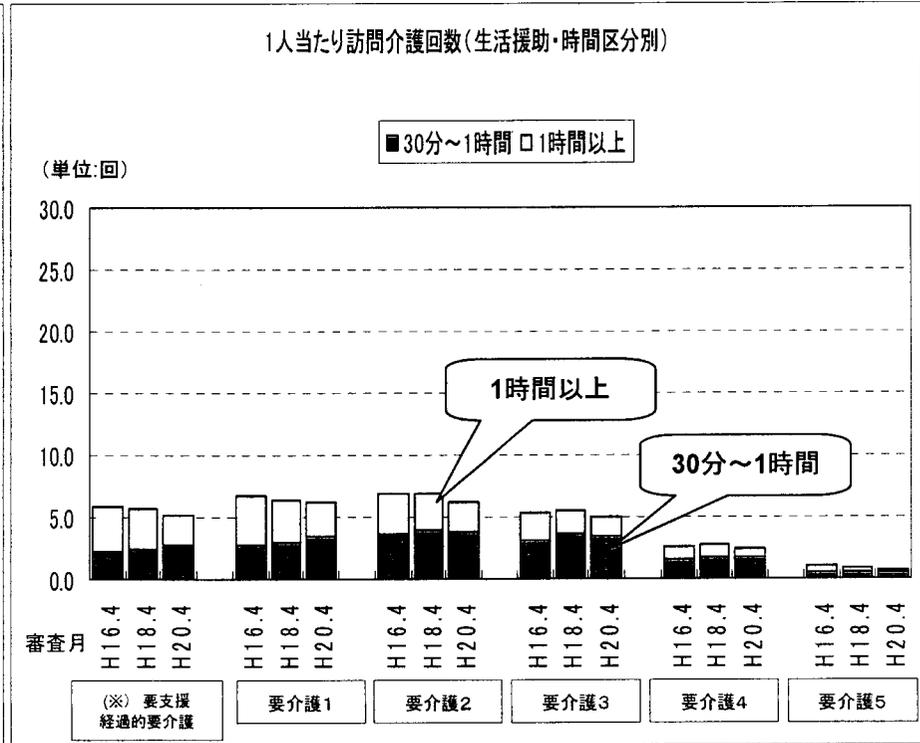
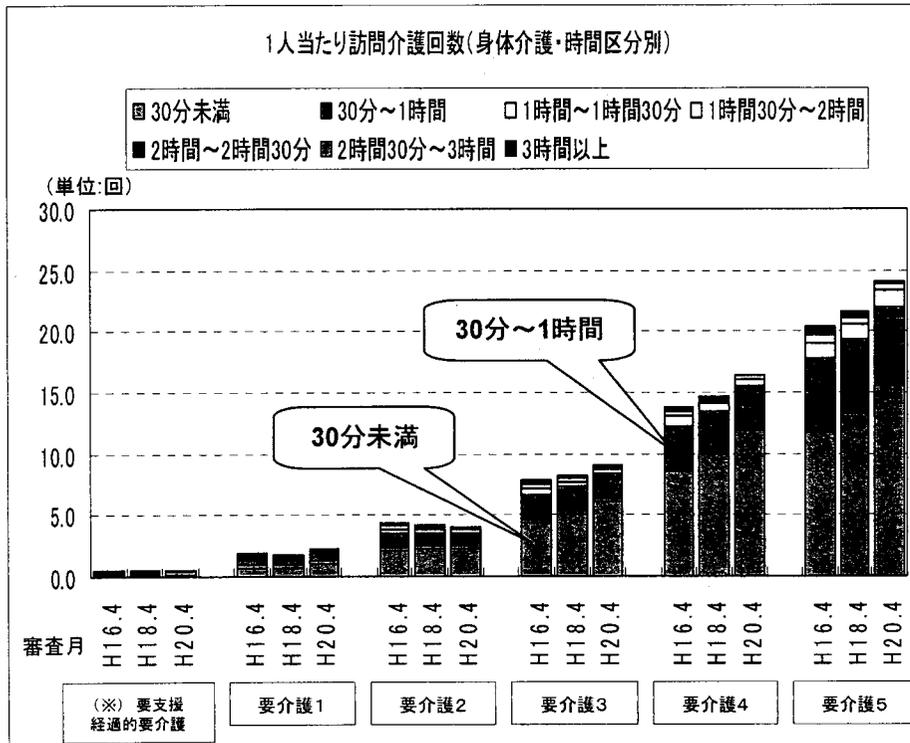
(資料出所) 厚生労働省

「介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)」

【訪問介護の利用状況④】

○ 受給者1人当たりの訪問介護の訪問回数を、身体介護と生活援助について、要介護度別・時間区分別で見ると、

- ・ 身体介護については、中重度者の訪問回数が増加するとともに、30分未満のサービス提供が増加
- ・ 生活援助については、短時間化の傾向がみられる。



(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」

【平成20年介護事業経営実態調査の結果について】

- 延べ訪問回数が多い事業所ほど、収支差率が高くなる傾向があり、延べ訪問回数601回以上で収支差率はプラスに転じる。
- 訪問1回当たり時間(予防サービス除く)を見ると、延べ訪問回数が多くなるにつれ、短時間となる傾向がある。

5-③ 訪問介護(予防を含む)(延べ訪問回数別集計表)

	200回以下		201～400回		401～600回		601～800回		801～1000回		1001～2000回		2001回以上	
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
1 収入(補助あり)	526	1,147	1,780	2,443	3,089	3,891	4,618	5,416	9,332					
2 支出	771	1,279	1,815	2,411	3,007	3,557	4,368	5,184	8,776					
3 差引	-246	-46.8%	-132	-11.5%	-36	-2.0%	32	1.3%	82	2.6%	334	8.6%	249	5.4%
4 事業所数	218	438	326	247	144	109	55	93	100					

※1 収入及び支出の額は国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた額

※2 差引における比率は収入に対する割合

5 延べ訪問回数	120.8回		307.1回		496.8回		693.1回		897.1回		1,097.7回		1,302.3回		1,621.3回		2,868.3回	
6 常勤換算職員数(常勤率)	3.1人	55.2%	4.6人	50.7%	6.4人	44.8%	7.9人	45.6%	10.3人	40.5%	11.5人	41.6%	15.7人	37.0%	17.7人	38.8%	29.6人	37.0%
7 介護職員常勤換算数(常勤率)	2.6人	54.0%	3.9人	48.5%	5.5人	43.8%	7.0人	41.7%	9.2人	36.9%	10.3人	38.1%	14.4人	41.6%	16.3人	36.3%	27.9人	37.5%
8 訪問介護員常勤換算1人当たり訪問回数	45.6回		78.1回		89.5回		99.5回		97.8回		106.3回		90.4回		99.5回		102.7回	
9 延べ訪問回数	31.4回		89.4回		161.5回		230.1回		292.3回		389.0回		437.9回		537.1回		1,166.7回	
10 身体介護	26.4回	28.1%	73.0回	29.1%	125.7回	29.8%	168.3回	29.0%	210.2回	27.0%	269.1回	28.5%	358.7回	31.7%	365.0回	26.5%	701.5回	26.8%
11 身体・生活	29.9回	31.8%	75.2回	30.0%	120.2回	28.6%	170.0回	29.2%	237.2回	30.5%	250.5回	26.5%	314.6回	27.8%	424.9回	30.8%	653.6回	24.9%
12 生活援助	6.2回		13.2回		13.6回		12.8回		37.6回		36.2回		19.6回		52.0回		99.6回	
13 通院	93.9回		250.8回		421.0回		581.2回		777.4回		944.7回		1,130.8回		1,379.0回		2,621.4回	
14 延べ訪問時間	33時間		81時間		133時間		185時間		235時間		323時間		387時間		408時間		657時間	
15 身体介護	44時間	38.1%	117時間	39.7%	195時間	40.9%	260時間	39.4%	316時間	37.6%	417時間	39.5%	576時間	42.8%	558時間	37.3%	1,101時間	39.9%
16 身体・生活	38時間	33.2%	96時間	32.6%	149時間	31.3%	215時間	32.6%	289時間	34.5%	317時間	30.0%	385時間	28.5%	529時間	35.4%	803時間	29.1%
17 生活援助	115時間		294時間		478時間		660時間		840時間		1,058時間		1,347時間		1,494時間		2,760時間	
18 計	27.0回	22.4%	57.3回	18.6%	76.4回	15.4%	113.1回	16.3%	119.9回	13.4%	152.9回	13.9%	171.6回	13.2%	247.8回	15.2%	246.9回	8.6%
19 延べ訪問回数(対介護サービス比)	41時間		96時間		124時間		222時間		197時間		201時間		344時間		426時間		411時間	
20 延べ訪問時間	1.23時間		1.17時間		1.13時間		1.14時間		1.08時間		1.12時間		1.19時間		1.08時間		1.05時間	

【訪問介護員の資格取得状況・勤務形態等】

- 訪問介護事業所における訪問介護員の資格取得の状況については、介護サービス事業所全体と比較して介護福祉士の割合が低い一方、2級訪問介護員の割合が約7割を占めている。
- 訪問介護員については、短時間労働者が6割以上を占めている。

○ 資格取得状況

(単位:人)

	介護職員(訪問介護員)																		
				介護福祉士				ヘルパー1級				ヘルパー2級				ヘルパー3級			
	計	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤
訪問介護	385,668	92,057	293,611	52,775	13.7%	30,959	21,816	30,821	8.0%	15,462	15,359	268,620	69.7%	39,683	228,937	2,268	0.6%	243	2,025
全体	1,171,812	691,849	479,963	300,567	25.6%	262,415	38,152	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(資料出所) 厚生労働省「平成18年介護サービス施設・事業所調査」(平成18年10月1日現在)

注1) ヘルパー1級、2級及び3級の研修修了者数については、調査対象が訪問系サービスに限られており、その他サービスについては資格取得状況が不明。

注2) 「全体」には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護サービスに従事する介護職員(訪問介護員)数を計上している。

○ 就業・勤務形態

	正社員	非正社員	
		常勤労働者	短時間労働者
訪問介護員	17.9%	7.8%	65.4%
介護職員	56.5%	17.6%	21.1%

(資料出所) (財)介護労働安定センター「平成19年度介護労働実態調査」

注1) 介護職員とは、訪問介護以外の介護保険法の指定サービス事業所で働き、直接介護を行う者を指す。

注2) 非正社員については、上記のデータ以外に「勤務形態が不明(訪問介護員8.9%)、(介護職員4.8%)」があり、「正社員」・「非正社員」の率を合算しても、100%とはならない。

【特定事業所加算について①】

- 訪問介護における特定事業所加算は、訪問介護員に対する研修や介護福祉士を多く雇用する事業所を加算で評価する仕組み。

訪問介護事業所の特定事業所加算の要件等

(1) 体制要件

- ① 事業所のすべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ③ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。
- ④ 当該指定訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。

(2) 人材要件

- ① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上であること。
- ② 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等のうち三級課程の訪問介護員がないこと。
- ③ 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が五年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。

(3) 重度対応要件

- ① 算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の二十以上であること。

【加算率等】

- (1)～(3)を満たす事業所は20%増、(1)及び(2)又は(1)及び(3)を満たす事業所は10%増。

【特定事業所加算について②】

○ 平成18年度から質の高いサービスを提供する事業所を積極的に評価する観点から導入された、特定事業所加算の請求事業所数は、訪問介護請求事業所の4.6%(平成20年4月審査分)であり、普及は進んでいない。

訪問介護の特定事業所加算請求事業所数

	請求事業所数	割合
訪問介護請求事業所数	25,213	
特定事業所加算請求事業所数合計	1,148	4.6%
特定事業所加算(Ⅰ)請求事業所数	113	0.4%
特定事業所加算(Ⅱ)請求事業所数	694	2.8%
特定事業所加算(Ⅲ)請求事業所数	341	1.4%

(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)」より作成。

【特定事業所加算について③-1】

- 特定事業所加算の実態把握を行ったところ、加算の要件を満たしているとしている事業所は17.8%。
- そのうち、届出を行っている(加算を取得している)事業所は37.0%。

(1) 特定事業所加算の届出状況

	全事業所数		届出あり		届出なし	
	数	割合	数	割合	数	割合
全事業所数	1,031	100.0%	68	6.6%	963	93.4%
加算要件のある事業所数	184	17.8%	68	6.6%	116	11.3%
		(100.0%)		(37.0%)		(63.0%)
(Ⅰ)の要件を満たす事業所数	35	3.4%	13	1.3%	22	2.1%
(Ⅱ)の要件を満たす事業所数	51	4.9%	23	2.2%	28	2.7%
(Ⅲ)の要件を満たす事業所数	98	9.5%	32	3.1%	66	6.4%

(資料出所) 厚生労働省において、民間介護事業推進委員会構成団体の会員事業所(1,031事業所)を調査したもの。
(平成20年10月現在)

- 注) (Ⅰ)の要件 <体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合>基本単位数の20%を加算
 (Ⅱ)の要件 <体制要件及び人材要件に適合する場合>基本単位数の10%を加算
 (Ⅲ)の要件 <体制要件及び重度対応要件に適合する場合>基本単位数の10%を加算

【特定事業所加算について③-2】

○ 加算を取得している68事業所のうち、

- ・ 収支差が改善した事業所は20カ所(29%)、悪化した事業所は25カ所(37%)。
- ・ 訪問介護員等全体の賃金増につながった事業所は14カ所(21%)、賃金増につながらなかった事業所は45カ所(66%)。収支差が改善した事業所では賃金増につながった割合が高い。

○ サービスの質の向上や職員のキャリアアップに対する意欲が向上した事業所の割合が高いが、新規利用者の伸び悩みや事務負担が大きい等の割合も高い。

(2) 加算を取得している事業所について

「収支差の状況」及び「訪問介護員等の賃金の影響(複数回答可)」について

収支差の状況	訪問介護員等の賃金の影響	訪問介護員等全体の賃金増につながった	サービス提供責任者の賃金増につながった	介護福祉士等の賃金増・資格取得の特別手当の新設又は増加につながった	訪問介護員等の賃金増にはつながらなかった	未回答
合計	68 (100.0%)	14 (20.6%)	6 (8.8%)	2 (2.9%)	45 (66.2%)	9 (13.2%)
取得以前より良くなった	20 (100.0%)	9 (45.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)	11 (55.0%)	0 (0.0%)
変わらない	23 (100.0%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (69.6%)	5 (21.7%)
悪化した	25 (100.0%)	3 (12.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	18 (72.0%)	4 (16.0%)

「収支差の状況」及び「その他の影響(複数回答可)」について

収支差の状況	その他の影響	事業所全体のサービスの質の向上につながった	職員のキャリアアップに対する意欲が向上した	新規利用者の獲得のための宣伝効果が高く、新規利用者が増加している	新規利用者は伸び悩んでいる又は減少している	求人の際の宣伝効果が高く、優秀な人材を集めやすくなった	加算のための事務負担が大きく、職員の過重労働を招いている	その他	未回答
合計	68 (100.0%)	48 (70.6%)	41 (60.3%)	4 (5.9%)	40 (58.8%)	1 (1.5%)	35 (51.5%)	8 (11.8%)	2 (2.9%)
取得以前より良くなった	20 (100.0%)	13 (65.0%)	16 (80.0%)	4 (20.0%)	6 (30.0%)	1 (5.0%)	10 (50.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)
変わらない	23 (100.0%)	15 (65.2%)	11 (47.8%)	0 (0.0%)	16 (69.6%)	0 (0.0%)	11 (47.8%)	1 (4.3%)	2 (8.7%)
悪化した	25 (100.0%)	20 (80.0%)	14 (56.0%)	0 (0.0%)	18 (72.0%)	0 (0.0%)	14 (56.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)

【特定事業所加算について③-3】

- 加算の要件を満たしているが届出をしていない事業所(116カ所)については、利用者負担額の増による利用回数の減や利用者の減少が予想されると答える事業所の割合が高い。また、人材要件、重度対応要件ともに月ごとの変動があり、取得のタイミングが難しいと答える事業所もある。
- 要件ごとの困難性については、体制要件を満たす事業所割合は比較的高いが、人材要件、重度対応要件を満たす事業所割合は低い。

(3) 加算の要件を満たしているが届出をしていない事業所について
届出を行わない理由（複数回答可）

加算の要件を満たしているが届出していない事業所数	利用者の理解が得られないことが予想され、利用者の減少が予想される。	利用者負担額が増えるため、利用回数等の減少が予想される。	支給上限額の設定があるため、利用回数等の減少が予想される。	人材要件、重度要件ともに月ごとの変動があり、取得のタイミングが難しい。	加算を取得しなくても、事業運営に支障がないため。	制度が複雑すぎて、事務負担が増大することが予想される。	周囲の事業所の動向を見ている。	その他	未回答
116	48	54	40	28	6	20	22	23	38
100.0%	41.4%	46.6%	34.5%	24.1%	5.2%	17.2%	19.0%	19.8%	32.8%

(4) 要件ごとの困難性について
個別要件を満たす事業所数

全事業所数	体制要件				人材要件		重度対応要件
	研修計画の作成及び研修の実施等	会議の定期的開催	サービス提供責任者と訪問介護員等の連携	健康診断の実施	介護福祉士の割合（30%以上）	サービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する介護福祉士	要介護度4・5が20%以上
1,031	606	893	883	589	287	310	279
100.0%	58.8%	86.6%	85.6%	57.1%	27.8%	30.1%	27.1%

【特定事業所加算について④】

○ 全体の事業所の経営状況と比較すると、加算を取得している事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり賃金は高い。

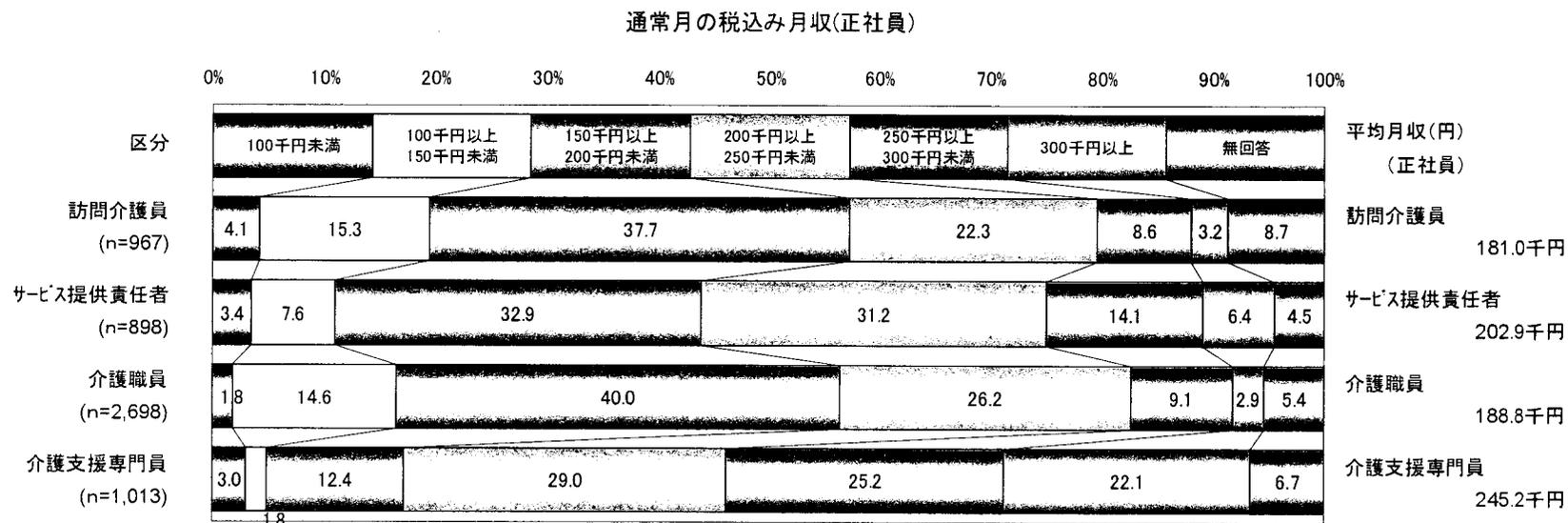
平成20年経営実態調査 訪問介護(予防を含む)

	全事業所		加算事業所	
	千円		千円	
1 介護料収入	2,524		2,691	
2 その他	6		27	
3 給与費	2,060	81.5%	2,315	85.5%
4 その他	473	18.7%	453	16.7%
5 収入(補助あり)	2,528		2,707	
6 支出	2,511		2,744	
7 差引	17	0.7%	-37	-1.4%
8 事業所数	1,730		77	
9 延べ訪問回数	725.5回		709.8回	
10 常勤換算職員数(常勤率)	8.6人	42.8%	8.7人	52.3%
11 介護職員常勤換算数(常勤率)	7.7人	40.8%	8.1人	56.6%
常勤換算1人当たり給与				
常勤				
12 介護福祉士	264,107円	1.17	308,632円	
13 介護職員	223,124円	1.17	260,711円	
非常勤				
14 介護福祉士	230,476円	1.09	250,294円	
15 介護職員	212,046円	1.00	210,989円	
16 訪問1回当たり収入	3,485円	1.09	3,814円	
17 訪問1回当たり支出	3,462円	1.12	3,866円	
18 常勤換算職員1人当たり給与	231,665円	1.14	263,246円	
19 介護職員(常勤換算)1人当たり給与	225,099円	1.14	256,447円	
20 訪問介護員常勤換算1人当たり訪問回数	93.7回	0.94	87.7回	

(資料出所) 厚生労働省「平成20年経営実態調査」

【サービス提供責任者について①】

○ サービス提供責任者(正社員)の通常月の税込み月収は、平均で202.9千円となっている。



(資料出所) (財)介護労働安定センター「平成19年度介護労働実態調査」

【サービス提供責任者について②】

- サービス提供責任者は、賃金や手当等の希望については、訪問介護員と比較すると「能力評価」や「役職手当」の希望が高い。
- 労働条件の悩み、不安、不満等については、訪問介護員と比較すると「労働時間が長い」、「休憩が取りにくい」、「休暇が少ない・取りにくい」、「精神的にきつい」が多い。

(1) 賃金や手当等の希望

(単位 %)

主な職種別	サービス提供責任者 (n=1,116)	訪問介護員 (n=2,467)
①能力を評価して欲しい	35.1	28.7
②資格による手当が欲しい	28.4	24.3
③役職手当が欲しい	14.5	4.4
④勤務年数を評価して欲しい	22.7	23.9
⑤早朝・夜間手当等について手当てを付けて欲しい	14.7	12.8
⑥通勤手当を付けて欲しい	5.9	15.0
⑦連絡用の携帯電話の支給・通信費補助をして欲しい	20.0	28.6
⑧その他	11.7	10.9
⑨賃金や手当等についての希望はない	19.7	20.3

(2) 労働条件等の悩み、不安、不満等(複数回答)

(単位 %)

主な職種別	サービス提供責任者 (n=1,116)	訪問介護員 (n=2,467)
①雇用が不安定である	11.9	16.5
②正社員になれない	6.7	8.8
③仕事内容のわりに賃金が低い	50.6	45.0
④労働時間が不規則	22.7	24.4
⑤労働時間が長い	22.8	9.3
⑥休憩が取りにくい	40.8	26.1
⑦夜間・深夜帯が不安	19.9	7.8
⑧休暇が少ない・取りにくい	41.2	27.2
⑨身体的負担が大きい	25.3	28.6
⑩精神的にきつい	43.0	29.9
⑪健康面の不安	29.4	41.7
⑫社会的評価が低い	51.5	44.0
⑬福祉機器の不足等	3.3	3.3
⑭仕事中のけが	5.6	13.2
⑮その他	4.0	3.8
⑯感じていない	5.9	2.9

(資料出所) (財)介護労働安定センター「平成19年度介護労働実態調査」

【サービス提供責任者について③】

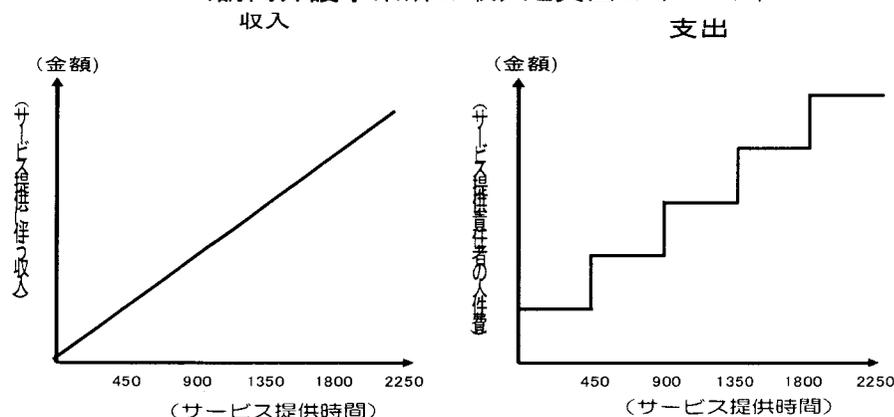
- 訪問介護事業所においては、常勤専従の訪問介護員のうち、
 - ① サービスの提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - ② 訪問介護員等の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
 のいずれかに該当する人数を、サービス提供責任者とすることとされている。
- 1事業所に配置しているサービス提供責任者が2人以上の事業所は、全体の約5割を占めている。

(サービス提供責任者の要件)

サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する常勤の訪問介護員から選任される。

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護職員基礎研修修了者
- ・ 1級訪問介護員
- ・ 3年以上介護等の業務に従事した2級訪問介護員

(訪問介護事業所の収入と支出のイメージ)



訪問介護事業所におけるサービス提供責任者数階級別事業所数(平成18年10月1日現在)

1事業所に配置しているサービス提供責任者の人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	9人	10人以上	不詳	総数
訪問介護事業所数	9,075	5,904	2,754	1,229	570	316	165	113	60	237	525	20,948
割合	43.3%	28.2%	13.1%	5.9%	2.7%	1.5%	0.8%	0.5%	0.3%	1.1%	2.5%	100.0%

11,348事業所 (54.2%)

サービス提供責任者総数 45,378人

【3級訪問介護員について】

○ 3級訪問介護員については平成18年10月時点で2,268人が訪問介護に従事しており、現在も、約600人程度が従事していると推計される。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(抄)
(平成12年厚生省告示第19号)

指定居宅サービス介護給付費単位数表

1 訪問介護費

(中略)

注6 別に厚生労働大臣が定める者が指定訪問介護を行う場合は、平成21年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

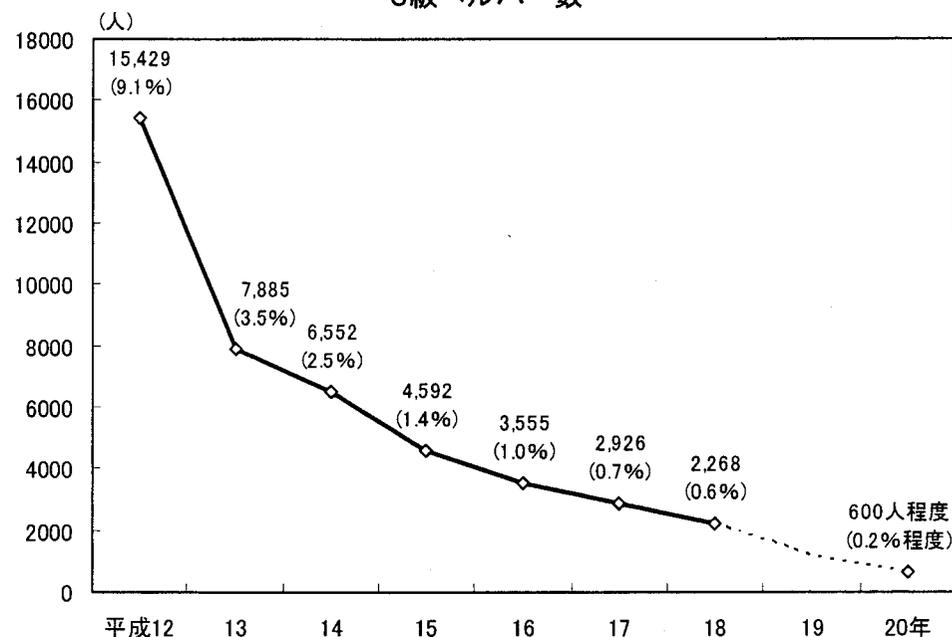
○ 平成18年度介護報酬改定等の概要について(抄)
(平成18年1月26日 第39回介護給付費分科会提出資料)

② 3級ヘルパー減算の見直し

(中略)

※3級ヘルパーに係る介護報酬の算定は、平成21年3月31日までとする。

3級ヘルパー数



(資料出所) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、(財)介護労働安定センター「介護労働の実態調査」より作成。

注1) 各年10月1日現在の値。

2) 平成20年の3級ヘルパー数は、介護労働の実態調査の訪問介護員及びサービス提供責任者の資格別労働者数を特別集計し算出。

3) 介護サービス施設・事業所調査の平成12～18年の平均減少率(▲26.7%)を用いて推計すると、平成20年は約1,000人程度となる。